

令和6年8月版

おしゃまんべ 介護福祉ガイドブック

安心して介護が受けられるまち



長万部町保健福祉課



～ 目次 ～

介護保険のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
介護保険を利用するには・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
利用できる介護サービスとは・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
要支援1・2の方が利用できる介護予防サービス・・・・・・・・	P 8
地域密着型サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
利用者負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
介護保険料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
介護保険料の納め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
高齢者在宅福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
高齢者の見守り支援（町の単独サービス）・・・・・・・・	P 18
長万部町及び近隣町の医療機関、薬局、介護保険事業所等一覧	P 19



介護保険のしくみ

運営主体
(保険者)

住民に身近な町が制度の運営主体です。

加入する人
(被保険者)

●65歳以上の人
[第1号被保険者]

●40歳から64歳までの人
[第2号被保険者]

サービスを利用できる人

要介護状態の原因となった心身の障がいがあり、初老期認知症や脳血管疾患などの老化に起因する16種類の特定疾患に該当する人



要介護（要支援）認定

非該当

要介護認定を受けていない人や、要介護認定申請の結果、「自立」と認定された人

介護予防や支援生活が必要な人

その他の高齢者

要支援1・2

常時介護までは必要ないが、身支度など日常生活に支援が必要な状態の人

要介護1～5

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする人

町実施の介護予防事業など
(すべての高齢者が利用できます)

【健康づくり教室(まる元運動教室)】

[会場] 静狩振興会館、国縫振興会館、福祉センター

[開催日] 毎週金曜日 1回あたり1時間

[参加費] 月額 1,000円

【脳健康教室】

[会場] 長万部町デイサービスセンター

[開催日] 毎週水曜日 午前9:30～11:30

[参加費] 月額 1,000円

[内容] 脳の活性化を図る簡単な学習、足腰をゆとり鍛える体操など

【通いの場】※住民主体の運動教室・サロン

※地域包括支援センター(2-2016)へお問い合わせ下さい

予防給付

在宅サービス

[介護予防 生活支援サービス事業]
・訪問型サービス(訪問介護)
・通所型サービス(通所介護)

・訪問看護 ・訪問リハビリテーション
・通所リハビリテーション
・短期入所生活(療養)介護
・福祉用具の貸与、購入
・住宅改修費の支給
など

地域密着型サービス

・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
など



介護給付

在宅サービス

・訪問介護 ・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・通所介護 ・通所リハビリテーション
・短期入所生活(療養)介護
・福祉用具の貸与、購入
・住宅改修費の支給
など

施設サービス

・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
など

地域密着型サービス

・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
など

介護保険を利用するには

● 要介護認定の申請から認定結果まで

認定の申請

介護が必要となりましたら、まず役場保健福祉課の介護保険担当窓口への申請が必要です。申請は、ご本人またはご家族が行いますが、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに相談し代行申請してもらうことができます。

- 申請に必要なものは、**要介護・要支援認定申請書**と**介護保険被保険者証**、**健康保険被保険者証**（※第2号被保険者の場合）で、代行申請は無料です。

※要介護・要支援認定申請書は役場担当窓口にあります。

- 居宅介護支援事業所は町内に1か所あり、都道府県の指定を受けて介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置しています。また、介護保険施設に入所されている方は、施設

認定調査

町の認定調査員や委託を受けたケアマネジャーが家庭を訪問し、介護を必要とする人の心身の状態等を調査します。

一次判定

認定調査の結果などからコンピュータが要介護状態を判別します。

主治医意見書

町から申請者の主治医に依頼し、病気や負傷の症状をまとめた医学的な見地から意見書を作成してもらいます。

二次判定（介護認定審査会）

町が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会で総合的に審査され、要介護状態区分（要介護1～5、要支援1・2、非該当）が決められます。

認定・結果通知

認定結果は申請してから、通常30日ほどで町から通知されます。

非該当（自立）



要支援1・2



要介護1～5



認定結果には有効期間があります。

引き続きサービスを利用する場合は認定の有効期間が満了する60日前から「更新」の手続きができます。（有効期間内に心身の状況が変化した場合は、認定の変更申請ができます）

● 認定結果からサービス利用まで

要介護1～5の人

▶ 「介護給付」の介護サービスを利用できます。

サービスを受ける前にケアプランを作成します。

◆ 在宅でサービスを利用したい

- ① 居宅介護支援事業者に「ケアプラン（介護計画書）」の作成を依頼します。

※ケアプランは利用者の現状に合わせて、適切な介護サービスを利用するためのプランです。

- ② ケアマネジャー（介護支援専門員）に相談しながら「ケアプラン」を作成します。

※全額が保険給付となり、利用者負担はありません。



◆ 施設に入所したい



- ① 入所を希望する施設に直接申し込みます。

※要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

- ② 入所した施設のケアマネジャーが利用者に合った「ケアプラン」を作成します。

- ③ 「ケアプラン」に基づいて、施設サービスを利用します。

要支援1・2の人

▶ 「予防給付」の介護予防サービスを利用できます。

サービスを受ける前に介護予防ケアプランを作成します。

- ① 地域包括支援センターの職員と話し合い、利用者の心身の状態や環境、生活などを把握し、課題を分析します。

- ② 目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討し、「介護予防ケアプラン」を作成します。



利用できるサービスとは

要介護1～5の人

在宅サービス

ケアマネジャーと相談のうえ、さまざまな「在宅サービス」のなかから、ご本人に合ったサービスを利用できます。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、爪切り、清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

※利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域ならびに事業所による加算があります。

＜1回あたり＞

身体介護中心 （20分以上30分未満の場合）	244円
生活援助中心 （20分以上45分未満の場合）	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問看護

医師の指示により、看護師などが疾患などを抱えている人の居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

＜1回あたり＞

訪問看護ステーションから （30分未満の場合）	471円
病院または診療所から （30分未満の場合）	399円

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

＜1回あたり＞

1回※	308円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

＜通常規模の事業所の場合＞（7時間以上8時間未満の場合）

＜1回あたり＞

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

＜通常規模の事業所の場合＞（7時間以上8時間未満の場合）

＜1回あたり＞

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※食費、日常生活費、送迎費用（事業所が町外の場合）は別途必要です。

※利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
このほかにサービスの利用内容や地域ならびに事業所による加算があります。

要介護1～5の人

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

〈1日あたり〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
			ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	746円
要介護2	672円	672円	815円
要介護3	745円	745円	891円
要介護4	815円	815円	959円
要介護5	884円	884円	1,028円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医療の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす

〈介護老人保健施設の場合〉

〈1日あたり〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
			ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

◎居室についての説明

- ・従来型個室…ユニットを構成しない個室
 - ・多床室…ユニットを構成しない相部屋
 - ・ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室
 - ・ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、隙間があるユニットを構成する部屋
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。



施設サービス



施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。利用者が直接入所の申し込みを行い、契約します。なお、要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなど常時介護が必要で、自宅では介護が困難なお年寄りが入所でき、食事、入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。

●入所者の状態や介護度によって費用の差があり、食事代やその他の諸経費等へ別途負担となります。

※原則として要介護3以上の人が対象です。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し自宅へ戻れるよう、リハビリに重点を置いた支援が必要なお年寄りが入所でき、医学的管理のもとで介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

●入所者の状態や介護度によって費用の差があり、食事代やその他の諸経費は別途負担となります。

※要介護1以上の人が対象です。

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

●入所者の状態や介護度によって費用の差があり、食事代やその他の諸経費は別途負担となります。

※要介護1以上の人が対象です。

要支援1・2の方が利用できる介護予防サービス

要支援1・2の人

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

要介護1～5の人と同様に訪問介護、訪問リハビリテーションが受けられ、また、通所介護施設および介護老人保健施設などに通い、各種支援、リハビリテーションなどが受けられます。

その他、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期間施設に入所して利用するサービスである短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）が受けられます。

なお、各種サービスの利用者負担のめやすは以下のとおりです。

※利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
このほかにサービスの利用内容や地域ならびに事業所による加算があります。

●訪問型サービス(訪問介護)※身体介護、生活援助

〈月額〉

週1回利用	1,176円
週2回利用	2,349円

※要支援1、2いずれの方も上記金額が利用者負担の目安です。
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。
※1回あたりのサービス提供時間は45分未満です。

●介護予防訪問リハビリテーション

〈1回あたり〉

20分以上のリハビリ	308円
------------	------

※要支援1、2いずれの方も上記金額が利用者負担のめやすです。

●介護予防訪問看護

〈1回あたり〉

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から (30分未満の場合)	382円

●通所型サービス(通所介護)

(利用回数)	(対象)
週1回利用	要支援1、2
週2回利用	要支援2

・利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

〈月額〉

要支援1	1,798円
要支援2	3,621円

※送迎を含む。食費、日常生活費は別途必要です。

●介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

(利用回数)	(対象)
週1回利用	要支援1、2
週2回利用	要支援2

・利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

〈月額〉

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎を含む。食費、日常生活費は別途必要です。

※利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
このほかにサービスの利用内容や地域ならびに事業所による加算があります。

要支援1・2の人

●介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

〈1日あたり〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	479円	479円	561円
要支援2	596円	596円	681円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

●介護予防短期入所生活介護（医療型ショートステイ）

〈介護老人保健施設の場合〉

〈1日あたり〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

地域密着型サービス

要介護1～5の人

要支援1・2の人

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた介護保険のサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす 〈ユニット（共同生活住居）が2つ以上の場合〉

〈1日あたり〉

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。

※利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域ならびに事業所による加算があります。
※市区町村によっては実施していないサービスがあります。
※【 】内は介護予防サービスの名称です。
※施設を利用した場合、居住費等、食費、日常生活費は別途必要です。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます。

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を、レンタル費用の一部を負担して利用できます。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ（工事をともなわないもの） |
| ② 車いす付属品（電動補助装置など） | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト（つり具を除く） |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり（工事をともなわないもの） | |

①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。



●利用者負担について

※用具の種類や事業者により金額は変わります。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

要申請

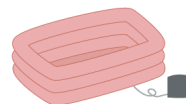
右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入した時、後日購入費が支給されます。

●利用者負担について

※一旦利用者が全額を負担します。後日領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に利用者負担の割合分を除いた金額が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 腰掛便座 | ③ 入浴補助用具 |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ④ 簡易浴槽 |
| ⑤ 移動用リフトのつり具 | |



※事業所にいる「福祉用具専門相談員」にアドバイスを受けましょう。

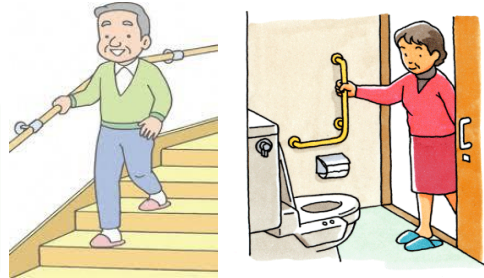
住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした時、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

介護保険でできる住宅改修の例

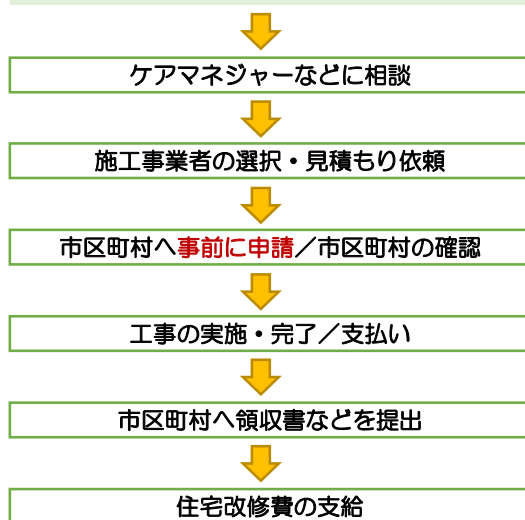
- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」



●利用者負担について

※一旦利用者が改修費全額を負担します。後日市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担の割合分を除いた金額が支給されます。
 ※転居された場合や要介護状態区分が大きく上がった時には、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ



※市区町村によって手続きの方法が一部異なる場合があります。

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの。

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 住宅改修が必要な理由書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

利用者負担の軽減

利用者負担段階の設定

所得や課税状況などから利用者の段階を4つに区分し、その段階に応じて自己負担が軽減されたり、高額介護サービス費等が支給されたりします。

区 分	対 象 者
第1段階	市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方
第3段階	市町村民税世帯非課税で、第2段階以外の方
第4段階	市町村民税非課税で、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方 市町村民税が課税されている方

● 施設サービスなどを利用する場合～食費・居住費の負担限度額

施設入所および短期入所（ショートステイ）利用時の食費・居住費（滞在費）の負担額は、利用者と施設との契約により決まりますが、所得の低い方の食費・居住費については、より低額な負担限度

【負担限度額】

区 分	食 費	多床室	従来型個室	ユニット型 准個室	ユニット型個室
第1段階	300円/日	0円/日	380円/日	550円/日	880円/日
第2段階	390円/日 600円/日	430円/日	480円/日	550円/日	880円/日
第3段階①	650円/日 1,000円/日	430円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日
第3段階②	1,360円/日 1,300円/日	430円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日
第4段階	1,445円/日	437円/日	1,231円/日	1,728円/日	2,066円/日

※「食費」は上段が施設入所者、下段がショートステイ利用者です。

※「ユニット型准個室」とは、「ユニット型個室」と同じサービスですが、大部屋を固定壁で仕切った部屋で天井と壁の間には隙間があり、完全な個室ではありません。

※第4段階の方（負担限度額対象外）でも以下の要件に当てはまれば、第3段階になります。

- ・2人以上の世帯の方
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・部屋代）の見込額を除いた額が80万円以下

● 自己負担額が高額になった時～高額介護サービス費の支給

1 か月で介護サービスを受けた利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合算額）が上限額を超えた場合は、申請により高額介護サービス費として支給を受けることができます。

対象となる方		自己負担上限額（月額）	
生活保護を受給されている方		個人	15,000円
15,000円とすることで生活保護受給者にならない方			
①、②以外の方		世帯	24,600円
町民税 非課税 で	① 本人の合計所得及び課税年金収入額が80万円 以下の方	個人	15,000円
	② 老齢福祉年金を受給されている方		
世帯のどなたが町民税を課税されている方		世帯	44,400円※
医療保険制度における現役並み所得者相当の方		世帯	44,400円

※同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスをりようしていない方を含む）の利用者負担割合が

1 割の世帯には年間上限額（446,400円）を設定。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※高額介護サービス費の対象となるのは、利用料（自己負担）として支払った介護サービス費用負担分（1割から3割）の合計が対象です。施設サービスの居住費（滞在費）・食費や日常生活費

介護保険料について

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、市町村で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

第1号被保険者の基準額はこのように決まります。

基準額
(月額)

$$= \frac{\text{長万部町の介護サービス総費用のうち}}{\text{長万部町の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

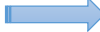
保険料は、「基準額」をもとに所得によって次のように分かります。

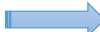
所得段階	対 象 者	基準額	調整率	年額保険料
第1段階	生活保護被保護者 世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の人	年 額 72,000円 月 額 6,000円 ※令和3年度以降の 介護保険料	×0.30	21,600円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の人		×0.50	36,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円を超える人		×0.70	50,400円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下の人		×0.90	64,800円
第5段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円を超える人		基準額	72,000円
第6段階	町民税課税かつ合計所得金額120万円未満の人		×1.20	86,400円
第7段階	町民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満の人		×1.30	93,600円
第8段階	町民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満の人		×1.50	108,000円
第9段階	町民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満の人		×1.70	122,400円
第10段階	町民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満の人		×1.90	136,800円
第11段階	町民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満の人		×2.10	151,200円
第12段階	町民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満の人		×2.30	165,600円
第13段階	町民税課税かつ合計所得金額720万円以上の人		×2.40	172,800円

- ・特別徴収の方の保険料は年金から差し引きさせていただき、年6回で年額をお支払いいただきますので、金額の調整により月の保険料額が異なります。
- ・毎年2月に年金から差し引きされる金額と同じ額が、4月以降も年金から差し引きされます。差し引きされる金額に変更がある場合は、あらかじめお知らせします。
- ・年度の途中から特別徴収となる方の保険料は、普通徴収と特別徴収の金額の調整により月の保険料額が異なります。
- ・年度の途中で65歳となられたり、転入・転出された方の保険料は、月割りとなります。

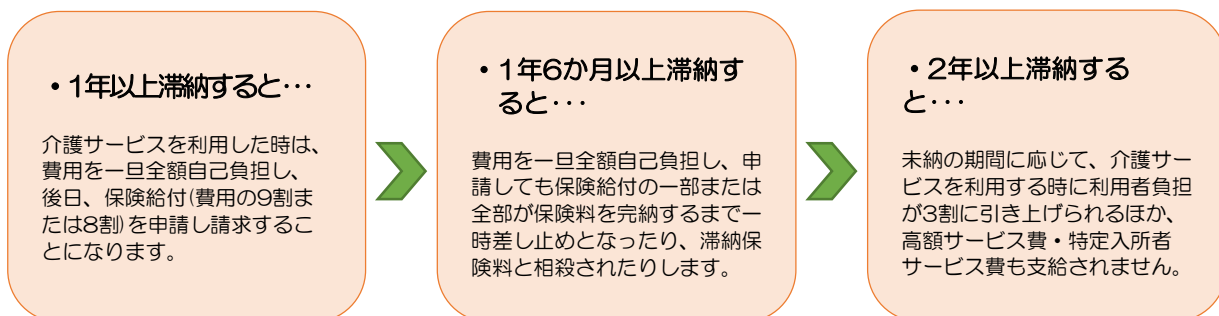
介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、年金の受給額等により、「特別徴収」と「普通徴収」に分けられます。

特別徴収	年金が年額18万円以上の方
 年金から 差し引き させていただきます。	
●保険料の年額が、年金支払い月に年6回に分けて差し引きさせていただきます。 ●特別徴収の対象者になると、手続きなしで普通徴収から特別徴収へ変更となります。	
このようなときは、納付書で納めます（普通徴収になります）	
●保険料が増額になった	増額分を納付書で納めます
●年度途中で65歳になった ●年度途中で年金の受給が始まった ●年度途中で他市町村から転入した ●年金が一時差し止めになった など	特別徴収の対象者となってから半年～10か月後に年金からの差し引きが開始となります。 それまでの間、納付書で納めます。

普通徴収	年金が年額18万円未満の方
 納付書 で各自納めます。	
●期日までに、役場出納室・町内各金融機関・郵便局で納めます。	
納付書で 納める方は便利で確実な 口座振替 を ご利用ください。	
口座振替の手続き ① 介護保険料の納付書、預金通帳、通帳の届出印をご用意ください。 ② 保健福祉課窓口または指定の金融機関で手続きしてください。 ※郵便局（ゆうちょ銀行）をご利用される場合は、直接郵便局にお申し込みください。	
※口座振替の開始は申し込みの翌月になる場合もありますので、お早めに手続きを済ませてください。	

保険料を納めないでいると…



高齢者在宅福祉サービス

介護保険制度の「要支援・要介護」と判定されず、介護サービスを利用できない高齢者を含め、町の単独事業や補助事業で、介護保険対象サービスを補完する役割等をもつ生活支援等の福祉サービスを実施しております。

●軽度生活援助

除排雪作業(おおむね10cm以上の降雪時)や家屋内の簡易な修繕など、または町長が特に必要と認めた作業に対して援助を行います。

[対象条件]

独居高齢者や高齢者のみの世帯で、傷病等のために日常生活に支障があり、協力者が確保できない方

●外出支援サービス

町内、町外医療機関への送迎、町外病院（町内の病院で診療科目がない場合）への移送を行います。

[対象条件]

町内居住の高齢者および心身に障がいのある方もしくは家族で移送が困難な方

●訪問安否確認サービス

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯に対して、電話・訪問等で定期的な安否確認をします。

[対象条件]

町内に居住する独居高齢者か高齢者のみの世帯で、民生児童委員、町内会、または関係者から届出を受けた方

●高齢者食生活改善

食生活に関する研修会、教室等を開催するとともに、食生活上の留意点を普及・啓発し、食生活改善のための支援指導と助言を行います。

[対象条件]

高齢者とその家族

●高齢者生活福祉センター運営

高齢等のため、自宅で生活する事に不安のある方に住居を提供します。

また、利用者に対する各種相談、助言、緊急時の対応を行います。

さらに、通所介護、訪問介護等の介護サービス、保健福祉サービスを必要とする場合、必要に応じ利用手続の援助を行います。

その他、利用者と地域住民との交流を図るための場の提供等を行います。

[対象条件]

町内居住のおおむね65歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯で、高齢等のため独立して生活するのに不安な方

●緊急通報システム整備

緊急通報用電話機・ワイヤレスペンダント・熱センサー・ガスセンサーの設置をします。

[対象条件]

おおむね65歳以上の援護を要する高齢者世帯、援護を要する重度心身障がい者世帯、健康状態・身体状態から日常生活に支障のある方の世帯、高齢者のみの世帯

●給食・配食サービス

栄養バランスがとれた夕食を週1～3回提供するとともに、安否確認をします。

[対象条件]

独居高齢者や高齢者のみの世帯で、自ら食事をつくるのが困難な世帯

●家族介護慰労

在宅の要介護高齢者を介護している家族等に対して、慰労金(年額10万円)を支給します。

[対象条件]

要介護4か5の判定を受け、町民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を現に介護している家族

●住宅改修助成

高齢者向けに居住環境の改善と在宅福祉の向上を図るため、住宅の整備に必要な資金の一部を助成します。

[対象条件]

町内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている方で、在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者世帯

●自立生活支援用具購入費助成

日常生活をするための補助用具（一本杖、シルバーカー等）を購入する費用の一部を助成します。

[対象条件]

在宅で生活する自立高齢者等であって、何らかの障害があり日常生活を営むことに支障があると認められる者

●介護予防教室 ・ 通いの場

高齢者向けに地域の会館やデイサービスセンターで運動・交流・脳トレ等を行い、いつまでも元気でいられるよう支援しています。
参加希望される場合には、地域包括支援センター（役場庁舎内）までおたずねください。

[対象条件]

町内に居住する概ね65歳以上の高齢者

[持ち物]

上靴、汗拭きタオル、水分

【南栄町いきいき体操】

DVDの体操やレクリエーション等をします

場 所：ふれあい会館

日 程：毎週水曜 10:30～11:10

参加費：無料

【まる元運動教室】

頭や体を使った体操、レクリエーション等を健康運動指導士と一緒にを行います

場 所：静狩振興会館・国縫振興会館
・福祉センター

日 程：毎週金曜 静狩10:00～11:00、
国縫13:00～14:00、
福祉センター14:45～15:45

参加費：月1000円

【旭浜ガヤガヤ運動教室】

体操やレクリエーション、談笑等をします

場 所：旭浜生活館

日 程：毎月第2・4水曜 13:30～15:00

参加費：無料

【脳の健康教室】

脳トレ、DVDの体操、茶話会等をします

場 所：デイサービスセンター

日 程：毎週水曜 9:30～11:00

参加費：月1000円

高齢者の見守り支援（町の単独サービス）

1. 救急医療情報キット

家族の連絡先や薬、かかりつけ医等緊急時に必要な情報（医療キット）を自宅に保管することで、対象者が住み慣れた地域で安心して過ごせるようにします。

65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯等の方、身体障がい者手帳を交付されている方等が対象です。



2. 救急連絡カード

65歳以上の高齢者または高齢夫婦世帯の方で町内に家族や身寄りがおらず、健康に不安のある方を対象にヘルパーが安否確認を行います。

緊急時に必要な情報が、消防と病院に同時に登録される仕組みです。



3. ふれあいネットワーク

認知症やその疑いがあり徘徊行動がみられる高齢者に関して、消防、役場、地域包括支援センター等の地域の関係機関が連携し、行方不明になった方を早期に発見し保護する仕組みをとっています。



※上記1～3の詳細につきましては、いずれも

地域包括支援センター（電話：2-2016）までお問い合わせ願います。

長万部町医療機関、薬局、介護保険事業所等一覧

※一部、近隣町の各種事業所・施設等も載せております。

◎医療機関、薬局

・病院

名 称	住 所	電 話
長万部町立病院	長万部町字長万部18番地40	01377-2-5611

・診療所

名 称	住 所	電 話
黒松内町国保くろまつない ブナの森診療所	黒松内町字黒松内586番地1	0136-72-3301

・歯科

名 称	住 所	電 話
やぎ歯科医院	長万部町字長万部411番地309	01377-2-4511
あやめ歯科	長万部町字長万部164番地	01377-2-4180

・薬局

名 称	住 所	電 話
日本調剤 長万部薬局	長万部町字長万部18番地30	01377-2-5050
コスモ調剤薬局 長万部店	長万部町字長万部18番地26	01377-6-7800

◎介護保険事業

・地域包括支援センター

名 称	住 所	電 話
長万部町地域包括支援センター	長万部町字長万部453番地1	01377-2-2016

・居宅介護支援

名 称	住 所	電 話
長万部長愛会居宅介護支援事業所	長万部町字長万部422番地26	01377-2-5920

・訪問介護

名 称	住 所	電 話
長万部長愛会指定訪問介護事業所	長万部町字長万部422番地26	01377-2-5920

・訪問看護

名 称	住 所	電 話
勤医協くろまつない訪問看護 ステーション	黒松内町字黒松内306番地3	0136-72-4379

・通所介護

名 称	住 所	電 話
長万部町デイサービスセンター	長万部町字長万部422番地26	01377-2-4500

・通所リハビリテーション

名 称	住 所	電 話
介護老人保健施設 湯の里・黒松内	黒松内町字黒松内565番地11	0136-77-2120

・短期入所（生活介護・療養介護）

名 称	住 所	電 話
長万部慈恵園短期入所生活介護（介護予防）事業所	長万部町字平里91番地11	01377-2-5121
介護老人保健施設 湯の里・黒松内	黒松内町字黒松内564番地11	0136-77-2120
緑ヶ丘老人ホーム短期入所生活介護事業	黒松内町字黒松内562番地4	0136-72-3139
緑ヶ丘ハイツ短期入所生活介護事業	黒松内町字黒松内563番地1	0136-72-3330
厚生園短期入所生活介護事業所	八雲町大新47番地4	0137-63-3101
ショートステイきずな	八雲町立岩55番地36	0137-68-2814
介護老人保健施設 コミュニティホーム八雲	八雲町栄町13番地1	0137-65-2000

・認知症対応型共同生活介護

名 称	住 所	電 話
グループホーム 平里の家	長万部町字平里43番地23	01377-2-6363

・介護老人福祉施設

名 称	住 所	電 話
長万部慈恵園	長万部町字平里91番地11	01377-2-5121
緑ヶ丘ハイツ	黒松内町字黒松内563番地1	0136-72-3330
厚生園	八雲町大新47番地4	0137-63-3101

・介護老人保健施設

名 称	住 所	電 話
湯の里・黒松内	黒松内町字黒松内565番地11	0136-77-2120
コミュニティホーム八雲	八雲町栄町13番地1	0137-65-2000

・高齢者等アパート

名 称	住 所	電 話
長万部町高齢者生活福祉センター	長万部町字長万部411番地167 長万部町字長万部422番地26	01377-2-5920

・福祉輸送・福祉タクシー

名 称	住 所	電 話
社会福祉法人 長万部長愛会	長万部町字長万部422番地26	01377-2-5920
キャンタク	八雲町富士見町129番地	0137-66-5360